

■各建築物の設備対応表

- ・下記、各設備対応表に定める対象設備を凡例に従い、設置すること。
- ・本対応表で記載していない項目にであっても、事業者の提案内容に応じて、必要な設備については設置すること。

項目		電気設備									機械設備								
ゾーン	施設名	電灯・コンセント設備	受変電設備	幹線動力設備	情報通信設備	入退場管理設備	放送拡声設備	火災報知設備・防火排煙設備	防犯管理設備	誘導支援設備	空調換気		給排水						
											空調設備	換気設備	衛生器具設備	給水設備	給湯設備	排水設備	ガス設備	消化設備	
プールゾーン	管理棟・事務所	○	－	○	○	－	○	法規により	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法規により
プールゾーン	更衣室（脱衣所・ロッカー）	○	－	○	○	－	○	法規により	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	法規により
プールゾーン	入場ゲート・受付口	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－
プールゾーン	電気室	○	○	○	－	－	－	法規により	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	法規により
プールゾーン	機械室	○	－	○	－	－	－	法規により	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	法規により
プールゾーン	器具庫・倉庫	○	－	○	○	－	○	法規により	○	○	○	○	○	○	－	○	－	－	法規により
プールゾーン	トイレ	○	－	○	○	－	－	法規により	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	法規により
公園機能ゾーン	トイレ	○	－	○	○	－	－	法規により	－	○	○	○	○	○	－	○	－	－	法規により
共通	その他外構	適所	－	適所	－	－	適所	－	適所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

【凡例】
 ○：各建築物に対して必須で設置
 法規により：関連法令に従い設置
 適所：提案内容に応じて必要箇所に設置